

令和8年度6月定例記者会見 次第

日時：6月25日（木）13時30分

会場：糸島市役所 庁議室

【出席者】

〔伊都国記者会〕朝日新聞社、糸島新聞社、西日本新聞社、毎日新聞社、
読売新聞社、NHK福岡放送局、時事通信社

〔糸島市〕市長、副市長、教育長、関係課（下記参照）

1 市長あいさつ

2 案件

①こどもの居場所づくり応援事業の開始について

【市長発表】
子育て支援課

②保育士に対する支援事業について

【市長発表】
子ども課

③完形で出土した弥生時代の「案」について

【市長発表】
文化課

3 懇談・その他

■次回定例記者会見の開催日時（予定）

日時：7月24日（金）13時30分～

場所：糸島市役所 庁議室

糸島市こどもの居場所づくり 応援事業の開始について

糸島市では、令和8年7月から、地域のボランティア団体等が実施するこども食堂や子育てサークルなど、こどもや子育て家庭が安心して過ごすことができる「こどもの居場所づくり」を支援する補助事業を開始します。

1 事業概要

(1) 主な対象団体

- NPO、ボランティア団体等
- 運営スタッフが2名以上で構成されていること

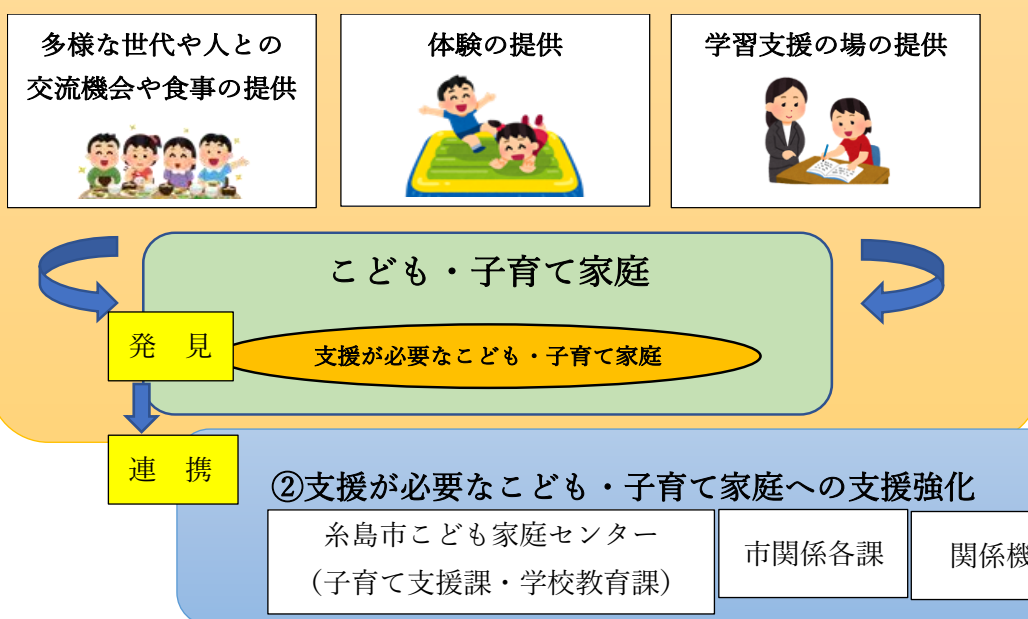
(2) 主な事業要件

- 市内で実施し、市内在住のこども及びその保護者が主な対象であること
- こどもや子育て世帯が、安心して過ごすことができ、見守りの下で少なくとも月1回程度定期的に交流・体験活動を実施する事業
- 収容人員10人以上の場所が確保されていること
- 利用に係る経費を徴収しないこと（食材費その他実費相当分を除く）
- 宗教活動、政治活動、営利活動を目的とするものは対象外

(3) 補助対象経費および補助額一覧

区分	対象となる経費例	補助率・限度額
運営事業	食事・体験活動・こども用品の提供等 (こども食堂の食材費、会場の賃料や光熱費、ボランティアの謝礼・保険料など)	90% (限度額 30 万円/年) ※開催頻度に応じて設定
学習支援加算	宿題支援、基礎学力向上の支援 (ドリル代、指導ボランティア謝礼等)	90% (限度額 6 万円/年)
長期休暇加算	通常の活動に加えて長期休暇中に回数を増やして実施する場合の経費	90% (限度額 1 万 5 千円/年)
開設事業	活動立ちあげのための施設の改修費、備品購入費用等	全額(限度額 20 万円/1 回限り)
継続・拡充事業	活動実績のある団体が活動を拡充する場合	90% (限度額 10 万円/3 年に 1 回まで)

①地域における様々な居場所の活性化・活動支援



2 事業目的

地域における「こどもの居場所」の確保・充実を図り、こどもや子育て家庭の孤立を防ぐとともに、居場所での見守りを通じて支援が必要なこどもを早期に把握し、適切な支援機関につなぐことで、地域全体でこどもを見守り支える仕組みづくりを推進します。

3 事業の特長

- ◆こども食堂等に対し米等の提供による物価高騰対策を実施してきましたが、本事業は地域におけるこどもの居場所づくりを後押しし、継続的に支える仕組みへと発展させるものです。
- ◆既存の活動の運営、新規立ち上げ、継続・拡充への補助に加え、学習支援や長期休暇中の開催増に対する加算など幅広い支援を行います。令和8年度は23団体の活用を目指します。(既存19団体、新規4団体)
- ◆こども食堂・学習支援・体験活動など、活動内容は柔軟に設定できます。
- ◆こども家庭庁の「地域こどもの生活支援強化事業」を活用。福岡県内では26自治体が活用しています。(R7年度実績)。

【問い合わせ先】

糸島市 子ども教育部 子育て支援課

子ども政策係 波多江、清水

電話番号：092-332-2095

メール：kosodate@city.itoshima.lg.jp

保育士の「働きたい」「続けたい」を応援します

～保育士の就業・定着支援事業について～

糸島市では、市内で働く保育士を確保することで待機児童の発生を防ぎ、子育てサービスのさらなる充実を図るため、「保育士就職サポート給付金」の支給等、保育士に対する新たな支援を行います。

1 対象者

市内の保育所、認定こども園、小規模保育施設で働く保育士等

2 事業内容

① よかところ糸島 保育士支援事業【最大20万円】

新しく市内の対象施設に就職した保育士に10万円を給付します
さらに、市内に居住している場合は、10万円を加算します

下記の既存事業と合わせると、年間で最大56万円の給付が受けられます！

- ・保育士等奨学金返済支援事業【年間 最大12万円】
- ・保育士家賃支援事業【年間 最大24万円】

② 保育士相談委託事業

労働環境をはじめとした様々な悩みごとに、社会保険労務士等が対応する相談窓口を開設します。

③ 保育所等よりそい事業

心理士、社会福祉士等が施設を訪問し、配慮が必要な児童への保育に対するサポートや研修会によるスキルアップを支援します。

3 予算額

令和8年度分：15,424千円

(既存事業含む5事業分：25,744千円)

【問い合わせ先】
糸島市 子ども教育部 子ども課
保育園・幼稚園係 担当：中村・合六
電話：332-2074
メール：kodomo@city.itoshima.lg.jp

完全な形で出土した弥生時代の案について

-深江城崎遺跡 2次調査-

(1) 概要

令和7年度に行った深江城崎遺跡^{じょうざき}2次調査で、弥生時代後期初頭～前半（約1800～1950年前）の低湿地の層から、弥生時代の木製の案（背の低い小さな机・台）が、脚が付いたまま完全な状態で発見されました。完全な状態での案の出土は希少で、案の構造を知ることができる貴重な事例であるとともに、当時の社会構造や大陸交流を知る上でも重要な発見となります。

① 遺跡の概要

「案」が出土した深江地区遺跡群は、糸島市西部に位置し、「伊都国」における西側の玄関口として対外交流を担う拠点集落でした。今回報告する深江城崎遺跡2次調査は、この拠点集落の縁辺部の調査であり、西側は砂丘上に展開する集落、東側は低湿地となっており、完形の案は低湿地から出土しました。

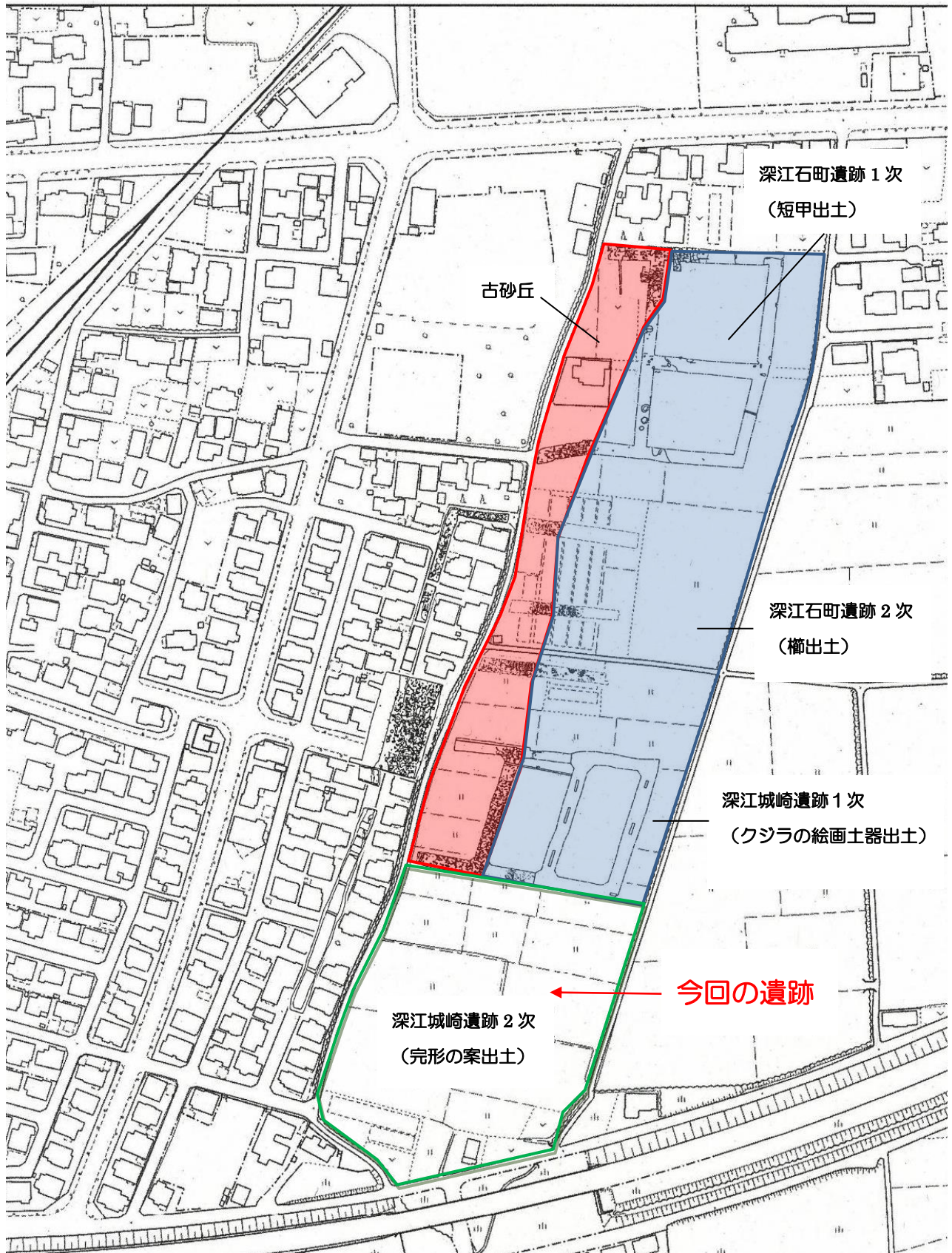
- ・遺跡名：深江城崎遺跡2次調査
- ・住所：福岡県糸島市二丈深江字城崎1823ほか
- ・調査期間：令和7年7月1日～令和8年3月31日
（令和7年度）
- ・調査面積：3,327㎡
- ・調査原因：宅地造成



第1図 遺跡位置図



第2図 遺跡位置図

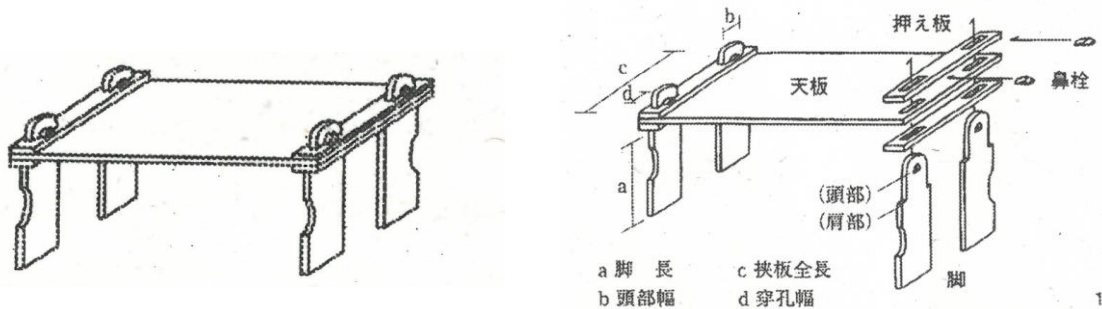


第3図 遺跡詳細位置図

② 「案」とは何か

案とは、古代中国（漢代）に、手元で使う背の低い脚付台のことで、床に座って生活する文化において、食器や食事、書き物、あるいは身の回りの物を置くための「個人の作業台」として使われ、漆や文様表現による装飾性をもつものが見られます。

これまで日本で出土している案は、天板1枚、押さえ板4枚、板状脚4枚、鼻栓4個の合計13の部材を組み合わせて作る^{さしもの}指物技術が用いられていますが、古代中国の案のような漆や文様表現をもつ事例はありません。



第4図 案の模式図（左）と組み立て図（右）（長友 2005 より引用）

③ 出土状況の特徴

深江城崎遺跡で確認された低湿地は、弥生時代中期後半～終末期の約300年間にわたる土砂の堆積を経て、埋没しています。この中で、弥生時代後期初頭～前半の層からは、^{おひただ}夥しい量の土器や木器が出土しました。

案は低湿地の中央に近いところで出土し（第4図）、ひっくり返って脚を上にして、欠損なく完全な状態（完形）で出土しました。良好な形で出土した案の事例としては、雀居遺跡4次（福岡市）がありますが、雀居例は脚が折れた状態での出土でした。今回の深江城崎遺跡2次の例は、完形出土例としては質・保存状態ともに特筆すべきものです。欠損のない完形での出土は、今回の例が唯一となります。この他の遺跡での出土例は、案を構成する部材のみとなっています。

④ 出土した案について

深江城崎遺跡2次調査で出土した案は、長さ65.3cm、幅39.5cm、厚さ1.0cmで雀居遺跡4次例よりも天板が5cmほど大きいものですが、天板から脚までの高さ（約18cm）は同じです。

天板は、もともと1枚であったものが割れて3分割になっています。脚は、肩が片側にあり、体部が曲線となる片肩曲線で、鼻栓は横長長方形となっています。雀居遺跡4次例では、鼻栓は押さえ板の上で差し込まれていますが、本例では、鼻栓は押さえ板の中に納まるように工夫が施されています。

天板の上面には、天板短辺に並行する形で、刃物傷が多く認められます。脚の高さを踏まえると、正座もしくは胡坐（あぐら）の状態で使用したと推定されます。

今回出土した案の法量は、以下の通りです。

天板：長さ65.3cm、幅39.5cm、厚さ1.0cm

押さえ板：長さ37.8cm、幅4.5cm、厚さ1.0cm

板状脚：長さ25.0cm、幅7.0cm（最大）、厚さ1.0cm（片肩曲線）

全体：長さ65.3cm、幅39.5cm、高さ18.7cm（脚底から天板下まで）

⑤ 案の分布と消長

弥生時代の案は、弥生時代後期に出現し、古墳時代初頭には見られなくなります。分布は北部九州に限定されており、「伊都国」、「奴国」が最も多い傾向があります。また、案の製作には指物技術が使われており、それまで日本には無い木工技術であることから、中国もしくは楽浪郡からの技術伝播が想定されています。このことは、大陸文化の窓口である「伊都国」・「奴国」に多く出土することと関係していると考えられます。

案の出土例・分布

【福岡県】

- 「伊都国」領域（糸島市・福岡市西区の一部）
 - 深江城崎遺跡 2次（糸島市）
 - 今宿五郎江遺跡（福岡市西区）
 - 元岡・桑原遺跡（福岡市西区）
- 「奴国」領域（福岡市西区以外・春日市）
 - 雀居遺跡（福岡市博多区）
 - 下月隈C遺跡（福岡市博多区）
 - 拾六町ツイジ遺跡（福岡市西区）
 - 比恵遺跡（福岡市博多区）
 - 那珂久平遺跡（福岡市博多区）
 - 金田遺跡（春日市）
- その他の地域
 - 小郡川原田遺跡（小郡市）
 - 平塚川添遺跡（甘木市）
 - カキ遺跡（北九州市）
 - 下徳力遺跡（北九州市）
 - 上清水遺跡（北九州市）

【佐賀県】

牟田寄遺跡（佐賀市）

【長崎県】

原の辻遺跡（壱岐市）

【大分県】

安国寺遺跡（国東市）

⑥ 案が持つ歴史的・文化的意義

中国・楽浪郡で出土する案は漆が塗られ、装飾性が高いのに対し、韓国や日本の案は漆の使用と装飾性が失われている一方で、指物技術は伝来しており、長友朋子氏（立命館大学文学部教授）は、漢代の生活様式・食事様式を模倣することを重視した結果ではないかとし、形そのものの再現・模倣に意義があったとしています。さらに、食膳具をのせる台としても使用することで、大陸的な儀礼・饗宴の再現による、権力の誇示や異国の食事作法を通じた人間関係の再構築としての有効な手段として働いた可能性を指摘しています。

また、深澤芳樹氏（元奈良文化財研究所副所長）は、雀居遺跡4次の天板にある刃物傷のパターンから、生の肉を薄切りにし、報切する（素早く包丁を動かすこと）際に付いた傷とし、味付けから食べ方に至るまで大陸に学んでいた可能性や、神に食物を進めるための供献台も兼ねる非日常世界に属する道具ではないかと指摘しています。

このことから、日本で出土する案は、単なる台や机ではなく、^{まないた}俎板や食膳台として機能し、食事作法を通じて、弥生社会における身分表現の装置として機能し、神への食物の供献台のような祭祀具としても使用された可能性が高いと言えます。

⑦ まとめ

深江城崎遺跡2次調査での完形の案の出土は、以下の点において弥生時代研究に重要な知見をもたらします。

- 脚が装着されたまま完形で出土した極めて稀な事例であり、案の構造を知る上で重要な資料
- 大陸との活発な交流を背景に大陸由来の指物技術の伝播を具体的に示す資料
- 弥生時代後期から始まる権力・身分表現のあり方を物語る

本遺物は、弥生時代の北部九州における対外交流と社会構造の一端を如実に物語る第一級の資料です。今後、詳細な調査・分析を進めながら、保存処理を行い、その研究成果を広く公開していく予定です。

【参考文献】

1. 長友朋子 2005「弥生時代から古墳時代への食事様式の変化とその歴史的意義」『待兼山考古学論集—都出比呂志先生退任記念—』大阪大学考古学研究室
2. 長友朋子 2015「朝鮮半島から日本列島の大型脚付台制作技術と食事様式の移行」『物質文化』95
3. 深澤芳樹 2015「弥生時代における膳料理の可能性について」『みずほ別冊2 弥生研究の交差点—池田保信さん還暦記念—』大和弥生文化の会
4. 孫机 1991『漢代物質文化資料図説』中国歴史博物館双書第2号、中国歴史博物館編集、文物出版社

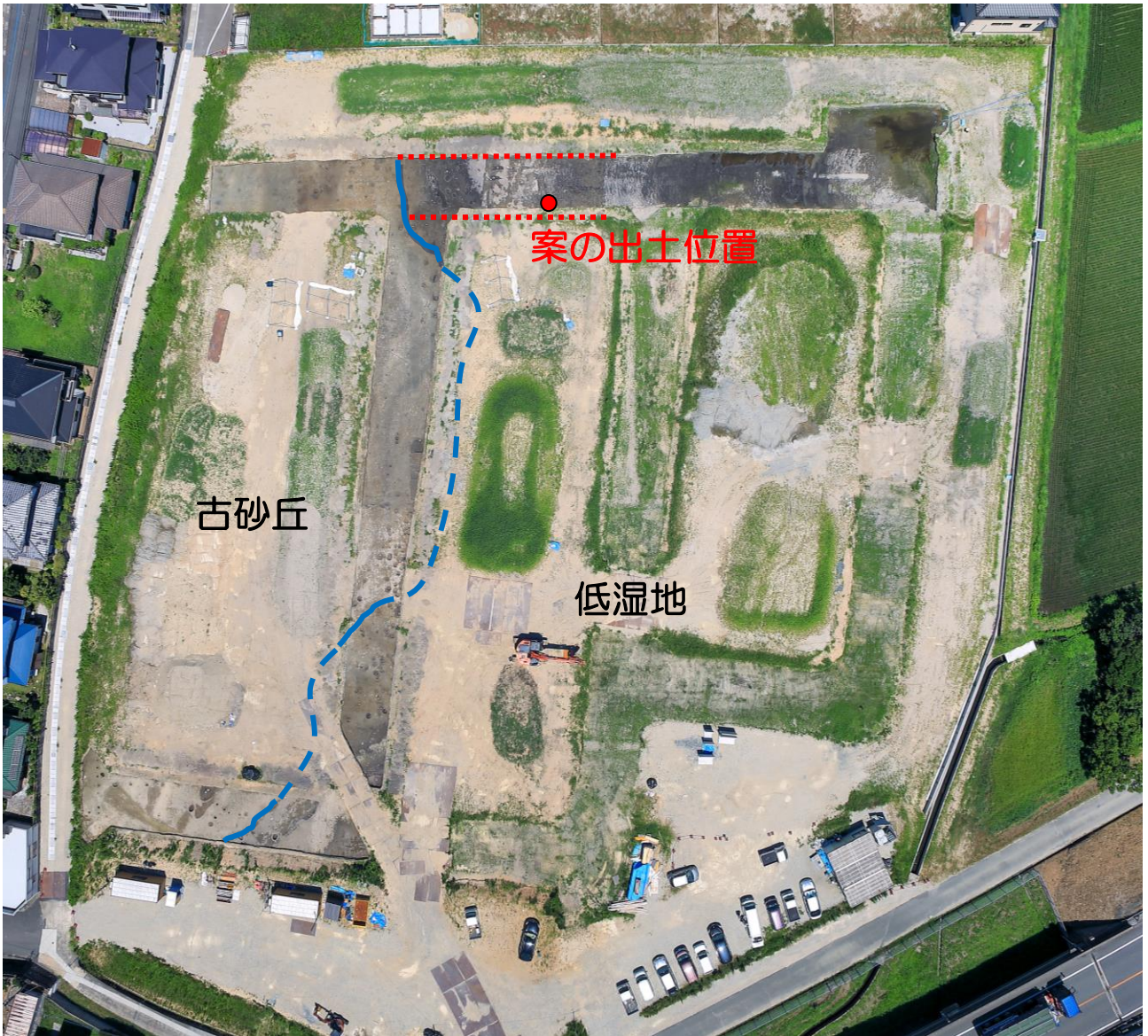
(2) 識者によるコメント

案に詳しい識者

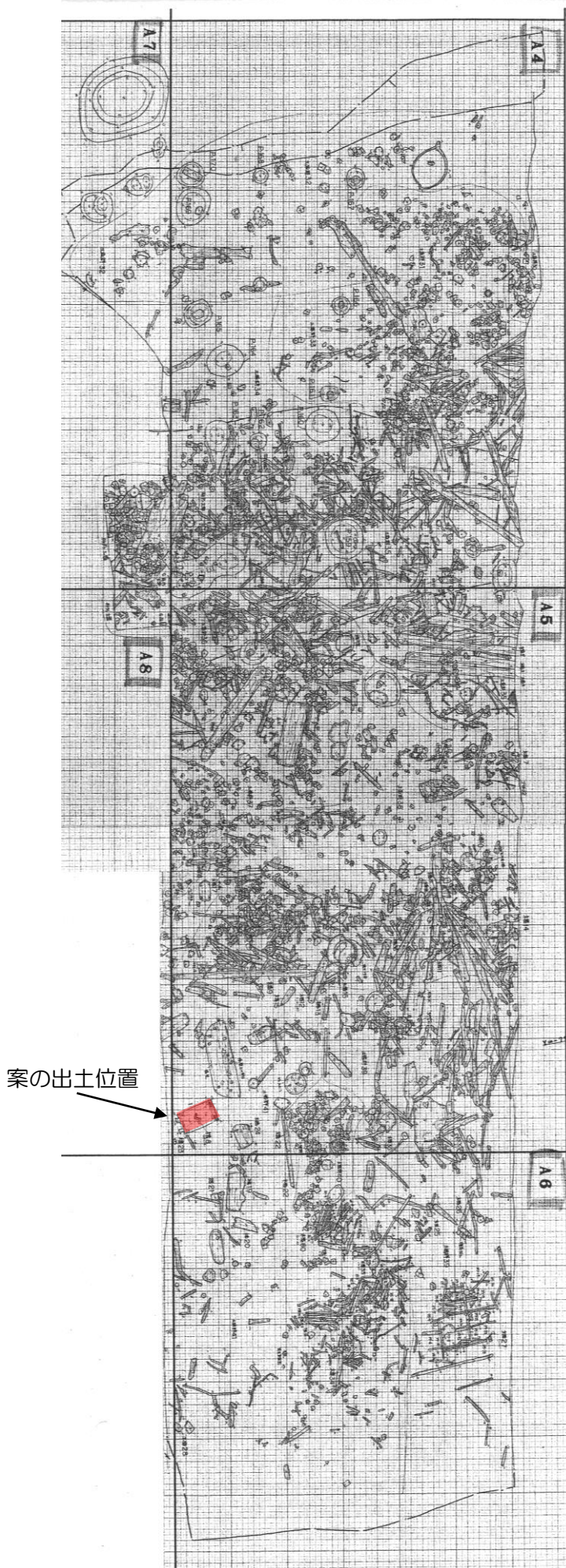
- ・長友朋子（立命館大学文学部教授）

【問い合わせ先】

糸島市 地域振興部文化課
文化財係 担当：江崎靖隆
電話番号：092-332-2093
メール：bunka@city.itoshima.lg.jp



第5図 深江城崎遺跡 2次調査全体写真（上が北）



第6図 案の出土位置 実測図(左)とオルソ画像(右)(1/100)



第7図 案の出土状況



第8図 出土した案（未保存処理）



第 9 図 天板上面の状況（斜めに刃物傷が連続する）



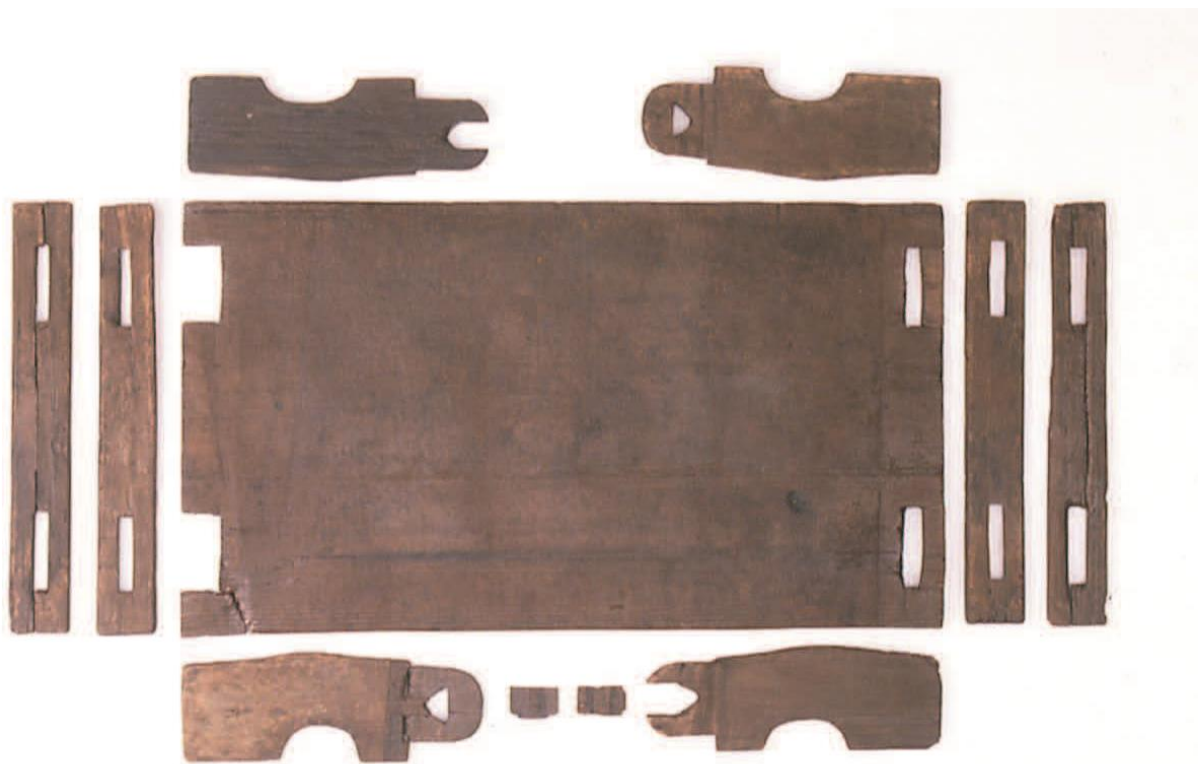
第 10 図 案の部材組み合わせ状況

雀居遺跡 4 次調査

案の法量 天板 長さ 60.3 cm、幅 34.3 cm、厚さ 1.2 cm、脚の高さ 18.1 cm (脚底～天板下)



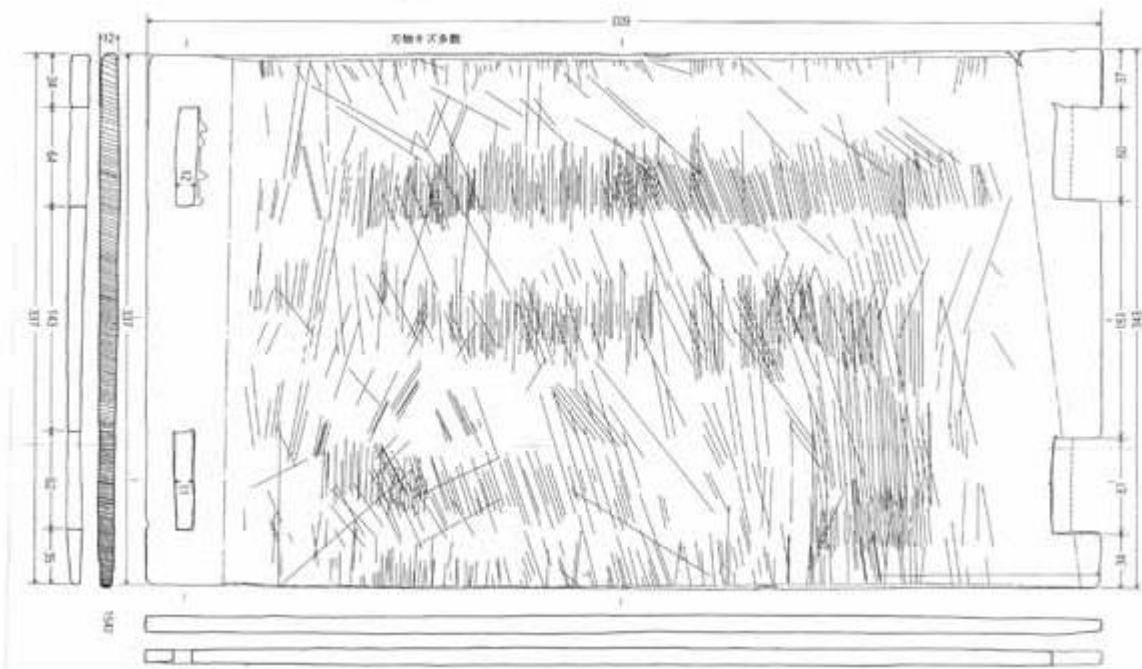
第 11 図 案の出土状況 (雀居遺跡 4 次)



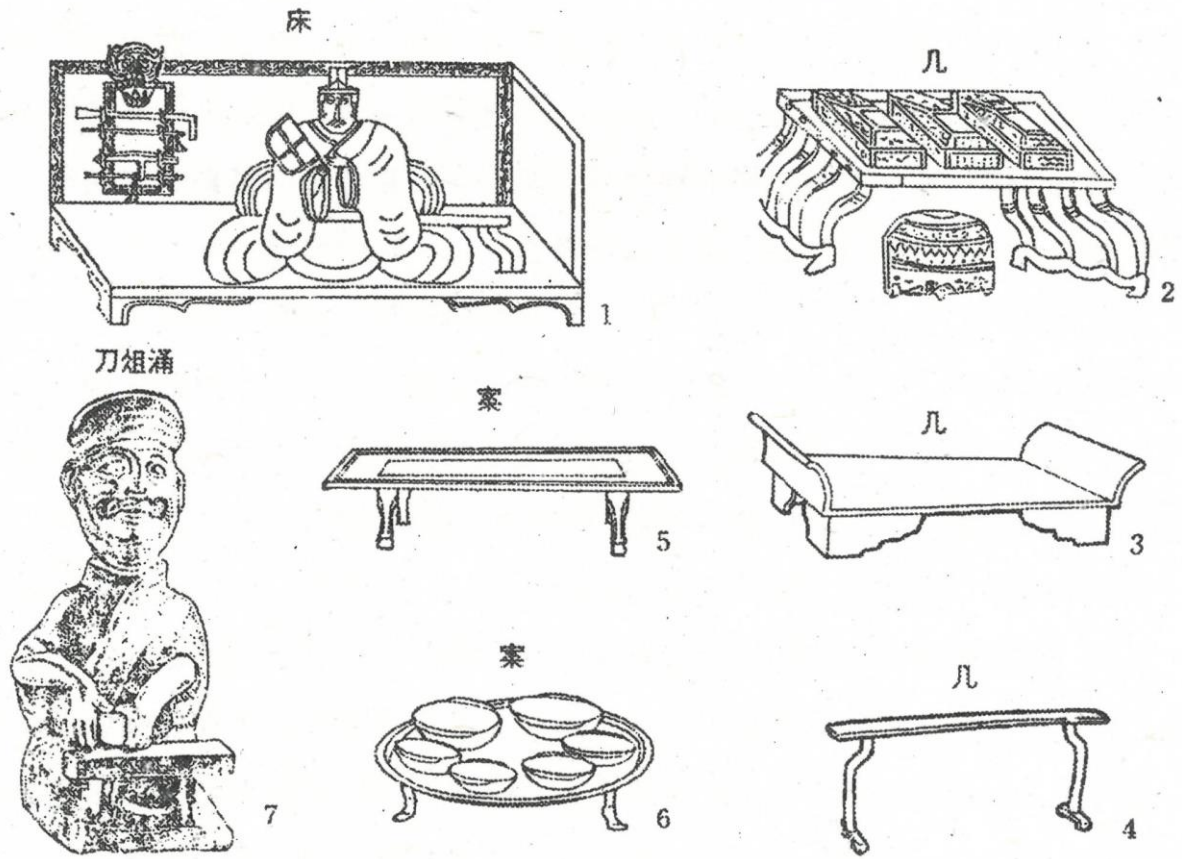
第 12 図 案を構成する部材 (雀居遺跡 4 次)



第13図 復元された案（雀居遺跡4次）



第14図 案の天板上の刃物傷（雀居遺跡4次）



第15図 漢代の脚付台（孫1991より引用）